

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		(週当たり時間) (Hours per week)										
国・地域 Country or region	1990 年/Year	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	備考 ¹⁾	
日本(労働) (毎勤, ILO)	JPN	45.7	43.5	43.7	43.5	43.5	42.9	42.4	40.9	42.0	a, t	
アメリカ ²⁾	USA	40.8	37.8	38.0	38.7	38.5	38.7	38.2	36.0	37.7	a, e	
カナダ ³⁾	CAN	40.8	41.3	41.3	40.8	40.7	41.1	41.2	40.8	39.0	a, e	
イギリス ⁴⁾	GBR	38.2	38.7	38.8	37.9	37.9	37.9	38.0	37.2	36.6	b, e	
ドイツ ⁵⁾	DEU	42.4	42.2	41.3	41.0	40.6	40.7	40.9	39.4	39.0	b, e	
フランス ⁶⁾	FRA	39.5	38.3	37.9	37.6	37.6	37.9	38.4	38.4	36.4	b, e	
スウェーデン ⁷⁾	SWE	40.1	40.2	38.6	36.8	37.1	37.1	37.2	37.4	36.2	a, e	
香港 ⁸⁾	HKG	38.5	37.8	37.8	37.1	37.4	37.2	37.2	37.1	36.0	a, e	
韓国 ⁹⁾	KOR	44.2	43.7	44.9	46.3	46.3	45.3	45.7	44.4	*46.1	48.0	a, e
シンガポール ¹⁰⁾	SGP	49.8	49.2	49.3	47.4	46.9	46.0	45.5	43.7	—	—	a, e
タイ ¹¹⁾	THA	48.5	49.3	50.0	49.8	50.2	50.5	50.6	50.2	*49.4	*50.5	b, e
フィリピン ¹²⁾	PHL	48.3	49.4	50.1	—	—	—	—	—	—	—	a, e
インド ¹³⁾	IND	47.2	46.9	44.9	46.5	47.5	46.9	46.6	47.4	*46.3	*47.2	a, e
オーストラリア ¹⁴⁾	AUS	46.4	46.5	47.2	47.0	47.2	46.9	—	—	—	—	a, e
ニュージーランド ¹⁵⁾	NZL	38.1	38.8	38.6	38.1	38.1	37.9	37.6	37.7	*37.0	*37.6	a, t
		40.7	41.8	37.0	38.4	38.0	37.8	37.5	37.3	*38.0	*38.5	a, e

資料出所 総務省(2011.1)「平成22年労働力調査」、厚生労働省(2011.2)「平成22年毎月勤労統計調査」
ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2011年11月現在

(注) *…暫定値。月間又は四半期データを当該年毎に平均したものと。

- 1) 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 2) 民間部門の生産労働者(管理職除く)を対象とした数値。1990年は賃金労働者に対する支払労働時間。
- 3) 時間外勤務を含む。1991年に統計手法の変更あり。2008年以前は賃金労働者(現場又は生産労働者)を対象。
- 4) 毎年4月の数値。フルタイム労働者を対象とした数値。時間外勤務を含む。1995年以前は北アイルランドを除く。2008年に統計手法の変更あり。
- 5) 1990年は旧西ドイツ地域。2006年以前は賃金労働者を対象。
- 6) フルタイム労働者を対象とした数値。2000年以前は各年3月。1990年の欄は1993年値。2009年以降は労働力方式, 2008年以前は有業者方式。
- 7) 1995年の欄は1994年値, 2000年の欄は2001年値。2005年に統計手法の変更あり。
- 8) 陸海軍人, 施設従事者を除く。社外勤務者を含む。2009年以降は中位数。1995年以前は就業者を対象。
- 9) 正規従業員10人以上の事業所を対象。2008年に統計手法の変更あり。
- 10) 2005年まで従業員25人以上の民間事業所のみ対象。1990年, 1995年は各年9月の数値。
- 11) 各年3月の数値。時間外勤務を除く。支払労働時間を対象。2000年の欄は1999年の数値。
- 12) 従業員25人以上の事業所を対象。1990年は第3四半期。
- 13) 各年12月の数値。
- 14) 2000年の欄は1998年値。
- 15) 2000年以降: 軍人を除く。2003年に産業分類の変更あり。1990~1995年: フルタイム労働者2人(相当)以上の事業所で、雇用者の支払労働時間を対象。2009年以降、時間外勤務を含む。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病欠休暇などを含む。

※有給休日

休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

6 労働時間・
労働時間制度